

鳥取県選挙管理委員会告示第46号

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第27条第2項及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第16条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定に基づき、平成24年12月16日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及びその職務代理者を選任したので、最高裁判所裁判官国民審査法施行令第16条において準用する公職選挙法施行令第81条の規定により告示する。

平成24年12月4日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- | | |
|---------------|--------------------|
| 1 審査分会長 | 鳥取市安長240-37 英 義人 |
| 2 審査分会長の職務代理者 | 鳥取市河原町渡一木234 谷口 正博 |